

大

厚生労働省発職第 0320001 号

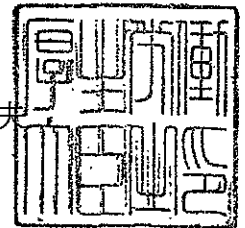
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年3月20日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

（略）

十一 キャリア形成促進助成金制度等の改正

- （一） キャリア形成促進助成金として訓練等支援給付金を創設するものとする。
- （二） 訓練等支援給付金について、当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に職業訓練を受けさせる事業主等に対し、当該職業訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の一（中小企業事業主にあつては三分の一）又は三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額等を支給するものとする。
- （三） 訓練給付金、職業能力開発支援促進給付金及びキャリア・コンサルティング推進給付金を廃止するものとする。
- （四） 平成二十二年三月三十一日までの間、認定訓練助成事業費補助金として、中小企業事業主が行う

認定訓練を振興するために必要な援助を行う都道府県に対し、厚生労働大臣が定める額を交付するものとする。

(略)

第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の九については平成十九年六月一日から、第一の三については平成十九年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

(参考)

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について（変更の概要）

キャリア形成促進助成金

1 訓練給付金と職業能力開発支援促進給付金と統合し、「訓練等支援給付金」を創設するとともに、実践型人材養成システムにより訓練を実施する事業主に対し、OJTの実施時間に応じた助成措置を設ける他、非正規労働者の職業能力の高度化を支援する事業主又は非正規労働者の正社員への転換を支援する事業主に対し、高率助成を行う措置を設ける。また、通常の訓練等を実施する場合、支給対象を中小企業事業主に限るものとする。

(1) 支給要件

次のいずれかに該当する事業主。

① 次のいずれかに該当する事業主。

(i) 年間職業能力開発計画に基づき、従業員に対して職業訓練を実施する中小企業事業主。

(ii) 青少年を雇い入れ、当該者に対して認定実習併用職業訓練実施計画に基づく職業訓練を実施する事業主。

(iii) 年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則の定めるところによって、短時間等労働者に対して職業能力の高度化を目的とする職業訓練又は通常の労働者への転換を目的とする職業訓練を実施する事業主。

② 年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則に定めるところによって、従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費（以下「自発的職業能力開発経費」という。）を負担する事業主又は従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な休暇（以下「職業能力開発休暇」という。）を与える事業主。

(2) 支給額

① (1)の①の(i)に該当する中小企業事業主

- (i) 職業訓練に要した経費の 1 / 3
- (ii) 職業訓練期間中に支払った賃金の 1 / 3
- ② (1) の①の (ii) に該当する事業主
 - (i) 職業訓練 (O J T を除く。) に要した経費の 1 / 4 (中小企業 1 / 3)
 - (ii) 職業訓練 (O J T を除く。) 期間中に支払った賃金の 1 / 4 (中小企業 1 / 3)
 - (iii) 職業訓練 (O J T に限る。) の実施につき、 1 時間当たり 6 0 0 円
- ③ (1) の①の (iii) に該当する事業主
 - (i) 職業訓練に要した経費の 1 / 3 (中小企業 1 / 2)
 - (ii) 職業訓練期間中に支払った賃金の 1 / 3 (中小企業 1 / 2)
- ④ (1) の②に該当する事業主
 - (i) 事業主が負担した自発的職業能力開発経費の 1 / 4 (中小企業 1 / 3)
 - (ii) 事業主が支払った職業能力開発休暇期間中の従業員の賃金の 1 / 4 (中小企業 1 / 3)
 - (iii) 自発的職業能力開発経費負担制度導入費 1 5 万円
 - (iv) 職業能力開発休暇制度導入費 1 5 万円
 - (v) (iii) の制度導入から一定期間 (3 年) 内の場合、制度利用者 1 人につき 5 万円
 - (vi) (iv) の制度導入から一定期間 (3 年) 内の場合、制度利用者 1 人につき 5 万円
 - (vii) (iii) の制度導入から一定期間 (3 年) を経過した場合、制度利用者増加分 1 人につき 2 万円
 - (viii) (iv) の制度導入から一定期間 (3 年) を経過した場合、制度利用者増加分 1 人につき 2 万円

2 キャリア・コンサルティング推進給付金を廃止する。

認定訓練助成事業費補助金

都道府県が、都道府県内の認定職業訓練を実施する各中小企業事業主団体等を対象に、訓練希望者と当該中小企業事業主団体等とのマッチング支援や各中小企業事業主団体等に配置する実習併用職業訓練導入促進コーディネーターに対する相談援助等の実施など全県レベルにおける実習併用職業訓練の導入促進に向けた事業（以下「都道府県実習併用職業訓練導入促進事業」という。）を実施する場合、新たに、当該事業に係る経費を認定職業訓練事業費補助金の補助対象とし、厚生労働大臣が必要と認める額を交付する。

（平成22年3月31までの暫定措置）

(1) 支給要件

都道府県が、都道府県内の認定職業訓練を実施する各中小企業事業主団体等を対象に、都道府県実習併用職業訓練導入促進事業を実施すること。

(2) 支給額

都道府県実習併用職業訓練導入促進事業に係る経費について、厚生労働大臣が必要と認める額

キャリア形成促進助成金の改正概要(新旧対照表)

〔平成18年度〕

〔平成19年4月1日から〕

訓練給付金	予算額6,578,616(千円)
訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3、大企業1/4] [17年度実績: 5,699,147千円、357,097人]	

職業能力開発支援促進給付金	予算額41,152(千円)
自発的職業能力開発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4] 自発的職業能力開発支援制度を導入した場合に15万円を支給 [中小企業・大企業] 上記制度利用者1人につき5万円を支給(制度導入3年経過後は2万円) [中小企業・大企業] [18年度より創設]	

職業能力評価推進給付金	予算額81,533(千円)
資格試験等の受験に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業3/4・大企業3/4] [17年度実績: 80,739千円、7,550人]	

キャリア・コンサルティング推進給付金	予算額5,370(千円)
キャリア・コンサルティングの経費の一部を助成(外部機関等へ委託する場合) [中小企業1/2・大企業1/2] キャリア・コンサルティング実施期間中の賃金の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4] 企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合に15万円を支給 [17年度実績: 1,341千円、6件]	

地域人材高度化能力開発助成金	予算額102,388(千円)
※ 地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業者が対象 訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3] 自発的職業能力開発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2・大企業1/3] [17年度実績: 168,571千円、8,105人]	

中小企業雇用創出等能力開発助成金	予算額56,352(千円)
※ 中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業者が対象 訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2] 自発的職業能力開発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2] 訓練(OJT)に要した経費の一部を助成(外部講師の謝金に限る。) [中小企業1/2] [17年度実績: 83,482千円、2,753人]	

訓練等支援促進給付金	予算額 5,369,153(千円)
訓練を受けさせる事業者に対する助成	
訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3] 非正規労働者の訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3] 実践型人材養成システムによる訓練(OJT)を実施した場合に労働者1人1時間あたり600円を支給 [中小企業・大企業] 実践型人材養成システムによる訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4]	
自発的職業能力開発支援を行う事業者に対する助成	
自発的職業能力開発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4] 自発的職業能力開発支援制度を導入した場合に15万円を支給 [中小企業・大企業] 上記制度利用者1人につき5万円を支給(制度導入3年経過後は2万円) [中小企業・大企業]	

職業能力評価推進給付金	予算額80,737(千円)
(左に同じ)	

(廃止)	経過措置のみ 予算額3,076(千円)
------	---------------------

地域人材高度化能力開発助成金	予算額87,952(千円)
※地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業者が対象 (左に同じ)	

中小企業雇用創出等能力開発助成金	予算額247,354(千円)
※中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業者が対象 (左に同じ)	